

公益財団法人岩手県下水道公社 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第13条〈及び第27条〉の規定に基づき、公益財団法人岩手県下水道公社の常勤の理事、外部理事（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第15号に規定する理事をいう。）、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤の理事にあつては本給及び特別手当とし、非常勤役員等については、日額の報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤の理事には、通勤手当を支給することができる。

3 第1項の報酬の支給額は、次のとおりとする。

(1) 常勤の理事 月額464,000円

(2) 外部理事 日額9,900円

(3) 監事 日額9,900円

(4) 評議員 日額9,900円

(通勤手当)

第3条 通勤手当を支給する場合には、公益財団法人岩手県下水道公社の職員の給与に関する規程（以下「職員給与規程」という。）第2条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の理事に支給する。

2 通勤手当の月額額は、職員給与規程に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(特別手当)

第4条 常勤理事の特別手当は、寒冷地手当及び期末手当とし、岩手県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の常勤の特別職の例により支給する。

(退職手当)

第5条 理事（常勤の理事を含む。）、監事及び評議員には、退職手当は支給しない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県下水道公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規程による報酬の内払とみなす。